d　家族社会学
e　社会病理学
f　社会福祉援助技術
g　児童福祉論
h　老人福祉論
i　教育方法学
j　教育心理学
k　教育社会学
l　民法
m　刑法

㈠　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。

㈡　人物試験　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。

ウ　試験期日

㈠　専門試験　平成24年６月23日（土）

㈡　人物試験　平成24年６月25日（月）から同月28日（木）までの間で、第１次試験の合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

エ　試験地

㈠　専門試験及び政策論文試験　第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。

㈡　人物試験　次の表の「第１次試験試験地」に掲げる地で第１次試験を受験した者の試験地は、「第１次試験試験地」の区分ごとに同表の「試験地」に定める地とする。

第１次試験試験地	試験地
東京都　仙台市　札幌市	東京都
大阪市　名古屋市　高松市	大阪市
広島市　福岡市　那覇市	福岡市

オ　最終合格者発表　平成24年７月９日（月）に、第１次試験を受験した地にある家庭裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第７　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。

第８　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験オンライン申込システムを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験オンライン申込システムの申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　平成24年４月５日（木）午前９時30分から同月11日（水）まで

なお、申込みは、平成24年４月11日(水)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「総合職試験受験案内請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して140円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先

ア　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の法律・経済区分　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所

イ　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の人間科学区分　第１次試験の受験を希望する試験地にある家庭裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「総合職試験（院卒者試験、法律・経済区分）受験」、「総合職試験（院卒者試験、人間科学区分)受験」、「総合職試験（大卒程度試験、法律・経済区分）受験」、「総合職試験（大卒程度試験、人間科学区分）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　平成24年４月２日（月）から同月16日（月）まで

なお、平成24年４月16日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の交付

受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込受理後の試験地等の変更の禁止

⑴　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の法律・経済区分　受験申込みが受理された後は、申込時に選択した試験地及び特例の希望の変更は、認めない。

⑵　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の人間科学区分　受験申込みが受理された後は、申込時に選択した試験地及び出題分野の変更は、認めない。

第９　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験オンライン申込システムによる申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局任用課試験第二係（03―3264―8111（内線3322））に行うこと。

２　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

平成24年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成24年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）について、次のとおり告知する。

平成24年４月２日　最高裁判所

第１　試験の名称　平成24年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）(以下、「一般職大卒試験」という。)

第２　対象官職　裁判所事務官の官職（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号。以下「規則」という。)に規定する標準的な官職が裁判所事務官である職制上の段階に属する官職をいう。)のうち、主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職

第３　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の１級25号俸の俸給が支給される。このほか、一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

１　次に掲げる者

⑴　昭和57年４月２日から平成３年４月１日までに生まれた者

⑵　平成３年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成25年３月31日までに大学を卒業する見込みがある者

イ　最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格を有すると認める者

ウ　学校教育法に基づく短期大学(以下「短期大学」という。)又は同法に基づく高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した者及び平成25年３月31日までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みがある者

エ　最高裁判所がウに掲げる者と同等の資格を有すると認める者

２　欠格事由　１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条に該当する者

第５　試験の種目並びに出題分野及び内容等

１　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験とする。

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識等について、多肢選択式により、次の科目の筆記試験を行う。

㈠　憲法

㈡　民法

㈢　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目

a　刑法

b　経済理論